

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コンプライアンスの遵守を経営の基本としており、コーポレート・ガバナンスの実践が、株主様、お客様、当社従業員、パートナー企業、その他のステークホルダーの皆様の利益の最大化を図ることにつながると考えております。

当社におきましては、代表取締役社長自身がコンプライアンス遵守の重要性を認識し、業務推進にあたっては、常に法令及び社内規程を必ず守ることを全社員に指示しております。取締役及び部門責任者に対して業務執行における監視・監督の徹底を指導しております。

また、社内規程及び法令遵守を謳った「クエストグループ行動基準」を全社員に配布し、毎年遵守する旨の「誓約書」を提出させております。これにより、全社員のコンプライアンスに対する意識強化を図っております。なお、「クエストグループ行動基準」は関係会社の役員、従業員に対しても適用範囲としております。

さらに、毎決算期ごとに全取締役は、「取締役の善管注意義務及び忠実義務について」「取締役の競業及び利益相反取引の制限義務について」等取締役の業務執行に係わる義務及び責任に関し記述する「取締役業務執行確認書」を監査役宛に提出するなど「監査役会設置会社」を採用することによって経営監視機能を高めております。社長は、適宜、監査役と意見交換し、内部統制推進に関する助言を得て、日常業務への活用に取り組んでおります。以上のように、当社グループにおいては、社長指示の下コーポレート・ガバナンスの実践に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
内田 廣	837,410	15.25
有限会社内田産業開発	446,102	8.12
クエスト従業員持株会	350,690	6.39
花輪 祐二	293,415	5.34
SCSK株式会社	268,710	4.89
株式会社ビーエスピー	265,000	4.82
株式会社フュージョンパートナー	254,000	4.62
内田 マサ子	150,000	2.73
内田 久恵	150,000	2.73
有限会社福田製作所	142,000	2.58

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明 更新

平成27年4月1日付で、株式会社ビーエスピーは株式会社ユニリタに商号を変更しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社では、平成27年3月31日現在の株主名簿確認の結果、支配株主(適時開示規則第3条第1項第2号gに規定)に該当する主要株主は存在していないものと判断しております。あわせて、平成22年3月に「支配株主の状況に関する通知書」の取引所への提出は済んでいます。

堀井 啓祐	他の会社の出身者																			△
-------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小西 和雄	○	——	常勤監査役小西和雄は東芝エレベータ株式会社の出身者です。当社と同社の間には取引関係及び資本関係はありません。また直近10年において取引関係、資本関係のある会社はありません。30年以上にわたり株式会社東芝の経理部及びそのグループ会社の経理部に在籍し、平成17年6月から平成23年6月まで東芝のグループ会社である東芝エレベータ株式会社において取締役常務経理部長(最終職歴は取締役上席常務経理部長)の職務に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の社外監査役としての役割を十分に果たすことができるものと判断しております。
上柳 敏郎	○	——	監査役上柳敏郎は東京駿河台法律事務所のパートナーであります。当社と同所の間には取引関係及び資本関係はありません。また平成25年3月31日まで株式会社アースアプレイヤルの社外監査役でした。当社と同社の間には取引関係及び資本関係はありません。また直近10年においても何ら関係はありません。弁護士としての識見と経験を有し、企業法務の実務に長年にわたり携わっていることから、直接企業経営に関与した経験を有しないものの、当社の社外監査役としての役割を十分に果たすことができるものと判断しております。
堀井 啓祐	○	株式会社1丁目ほりい事務所 代表取締役	監査役堀井啓祐は株式会社1丁目ほりい事務所の代表取締役であります。当社と同社の間には取引関係及び資本関係はありません。同時に株式会社朋栄と株式会社バイテックの顧問でもあります。当社と両社との間には取引関係及び資本関係はありません。なお直近10年では平成21年6月まで在籍していたソニー株式会社(最終職歴は法務・コンプライアンス部門長)と当社間に平成27年3月期において1億2500万円(当社単体売上高の1.7%に相当)の取引(当社の得意先としての関係)があります。特段の資本関係はありません。長年法務・コンプライアンス部門の責任者としての経験により、当社の社外監査役としての役割を十分に果たすことができるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

上記「会社との関係(2)」の適合項目に関する補足説明と当該社外監査役を選任している理由に記載の独立役員であることの判断にあたり、当社で以下のように要件を定義しております。

a)「主要な取引先」については、過去3年以内において一度でも当社の売上高の5%以上の売上計上のあった得意先、経費の場合は、過去3年以内において一度でも当社の主要な経費科目である外注費の5%以上相当額の支払い先であるか否かを判断基準としています。

b)上述a)に関する上場証券取引所に開示する軽微基準としては、0.5%未満の場合を軽微なものとして扱うこととし、独立役員届出書で金額開示の対象外としました。

c)「主要な取引先」の詳細な要件である「取引先の売上高等の相当部分を占めている」については、相手先にとり当社との取引が売上高の10%以上を占める金額であるか否かを判断基準としています。

d)「多額の金銭その他の財産」の場合においては、過去3年以内に一度でも年間1,000万円超となる支払いの有無を判断基準としています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現時点では、インセンティブについては特段の必要性は無いものと考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は平成27年6月8日付の第51回定時株主総会招集通知に記載の通り、平成26年度において、取締役9名に対し総額1億400万円を支給しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。取締役の報酬は、基本的に定額報酬としていますが、配分方法については報酬規定に基づいて取締役会で決定しております。具体的には、会社業績、貢献度及び業界標準等を総合的に評価して、定められた役位別基準額の範囲内で報酬の改定を行っております。監査役については、監査役会の協議において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

内部統制システム構築のための基本方針にある

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役の職務を支援する使用人を置くことができるものとします。
- (2) 使用人の任命、異動、評価等の人事に関する事項は、監査役と協議の上、定めるものとします。
- (3) 内部監査室並びに管理部門スタッフは、監査役の求めにより監査に必要な調査を補助します。

に従いサポートを行うこととしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

毎月1回開催する取締役会には、取締役が全員参加し、活発な意見交換が行われています。取締役会規程の定めに基づき、取締役会にて報

告・決定すべき事項が上申され、討議の上、決定されております。

取締役会以外にも経営会議、予算実績会議、部門長会議など、取締役会に諮る前に入念な検討を必要とするもの、または取締役会議題とはならないものの広く意見、情報を求めて意思決定する必要のある案件に対する会議を開催し、これらの会議には取締役及び部門責任者が出席し、経営陣から適宜指示が行われております。

また関連会社については、毎月1回、関連会社予算実績会議を開催し、当社社長、担当取締役が入り、業績の推移に問題がないか確認しております。また、それ以外にも重要事項があれば報告を受ける仕組みにしております。

監査役は毎月の取締役会その他重要会議に出席し、必要に応じて意見を具申し、社長と意見交換をしております。

常勤監査役出席のその他重要会議には、経営会議、予算実績会議、関連会社予算実績会議、部門長会議、内部統制委員会、統合セキュリティ委員会、品質管理会議があります。

内部統制システムの運営については内部統制委員会、セキュリティ活動の運営については統合セキュリティ委員会を設置しております。それぞれ毎月1回開催し活動状況の確認を行っております。

以上の制度を活用し、相互監視を行っております。

(2)業務執行体制

日常業務においては職務分掌規程、職務権限規程等の規程を整備し、各組織及び役職者の役割並びに責任を明文化しております。また、決裁規程を定めて申請・承認が必要な事項、金額基準を決め、重要事項の決定・実行については必ず第三者のチェックがかかる様にしております。業務の執行状況については、先に述べた会議体を通じて重要事項が報告・決定されております。また各組織においては、取締役及び部門責任者により確認しており必要な事項については経理部・経営管理部等の管理部門より注意を促しております。更には定期的な内部監査により管理状況に問題がないか監視しております。

(3)監査役監査

常勤監査役(1名)及び非常勤監査役(2名)にて実施しております。

監査役は取締役会に出席し、内部統制を推進する上の助言を経営陣に提供しております。また内部統制委員会において、内部統制システム構築の推進母体である各管理部門、各事業部長に対して、助言を行っております。

更に、内部監査に同行し法令・内部統制違反や株主利益に相反する事実が無いかを重点的に監視しております。

加えて、監査役は株主に送付する「事業報告・計算書類」及び付随する附属明細書等の内容が適正か確認を行っております。

(4)会計監査

金融商品取引法に基づく会計監査は有限責任監査法人トーマツが担当しており、担当の公認会計士と監査役、内部監査室間にて意見交換を実施しております。

(A)業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 久保伸介

指定有限責任社員 業務執行社員 林 敬子

(B)所属する監査法人名

有限責任監査法人トーマツ

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社グループでは、取締役会と監査役・監査役会を中心とした体制を採用しております。定期的な取締役会の中では取締役相互の監視・牽制を実行し、更には当社の監査役3人全員が社外監査役であり、社外取締役による監視・監督と同様の効果が得られていると考えます。当社の社外監査役(常勤監査役)は、取締役会だけでなく、取締役並びに執行役員の出席する予算実績会議、グループ子会社の各社長や執行部の出席する関連会社予算実績会議の2つの会議体により事業の進捗を把握しています。また部門長会議と称する全社横断的な課題に対する報告が行われる会議、内部統制委員会並びに経営会議、品質管理会議に出席し、情報の収集と必要に応じた助言をしております。

以上の理由から、社外取締役に期待される役割といわれる合理的な意思決定や業務執行状況への監視・監督等に関しては、監査役が独立した立場から経営判断の原則に則った意見並びに客観的な助言を行っており、今期は現行の体制を継続することにしております。

なお、2015年5月1日施行の会社法の改正に伴い、大会社かつ公開会社に対しては社外取締役の選任が義務づけられました。また、東証により有価証券上場規程等の一部改正が2015年6月1日から施行されました。今回の改正は、東証においてコーポレートガバナンス・コード(以下「コード」という。)を策定することに伴い、コードについて“Comply or Explain”(原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を説明するか)を求めており、その中の原則の中で、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。」とあります。当社は会社法で定める大会社ではないことや、東証JASDAQ市場であることでこれらの法改正による直接の影響を受けるものではありませんが、その主旨に鑑み、企業統治の体制について検討する所存です。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	今期の株主総会は、集中日を避け6月23日に開催しました。来期は、6月21日を予定しております。
その他	株主総会の議場において、総会を進行する上でプロジェクターを用いて視覚的に表示、説明できるようにしております。 平成23年6月より、決議通知とEDINETで開示した臨時報告書を掲載するようしております。 また今期の株主総会招集通知については、発送日の1週間前に当社ホームページに早期掲載し、株主総会決議の状況(賛否の票数も含めた公表)も、当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページに掲載しております。 掲載内容は、情報開示に対する基本姿勢、開示の方法、将来の見通しに関する基本方針、沈黙期間についてです。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	証券アナリスト向け説明会は平成26年度は2回開催いたしました。内容は当社決算説明及び中期経営計画の説明です。なお、説明会場を日本アナリスト協会としていますので、説明内容の要旨が日本アナリスト協会のホームページに掲載されています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにIR情報を掲載しております。 記載されている内容は、社長メッセージ、IRポリシー、IRニュース(適時開示資料ほか)、IRカレンダー、経営の概況、決算短信、有価証券報告書、決算説明会、中期経営計画説明会、株主総会、コーポレート・ガバナンス報告書、個人投資家説明会などの各種資料と、株式情報、電子公告、FAQなどです。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員は、取締役 山越千秋が担当しております。 IR担当部署は、経営管理部が担当しております。 IR事務手続は、経営管理部シニアマネジャー島田桂一が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの行動規範である「クエストグループ行動基準」において「株主、顧客、従業員、パートナー企業、その他」ステークホルダーの尊重につき謳っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主、投資家に対しては法令、適時開示ルールに基づき迅速且つ正確な情報提供に取り組んでおります。 当社の顧客であるユーザー企業に対しては、契約書その他取決めにに基づき必要な業務報告を行っております。パートナー企業に対しても同様に必要な報告を行っております。従業員に対しては、重要な決定事項は各責任者を通じて連絡、更に全社的な通知についてはイントラネット上に掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

A. 取締役社長自ら法令・ルール遵守・透明性のある経営を取締役以下役職者に指導しております。取締役・執行役員及び各役職者が法令・社内ルールを理解、認識のうえ、日常業務において執行を行う事として、以下の9項目を「内部統制システムの整備に関する基本方針」として定めております。(平成27年4月22日取締役会にて一部改訂)

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動を取るための規範として、コンプライアンス体制に係る規程を制定します。
- (2) コンプライアンス担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備に当たるとともに、取締役及び使用人に対する教育を行います。
- (3) 内部統制全般を協議・推進する機関として、コンプライアンス担当取締役を委員長とし取締役及び部門責任者を委員として参画する内部統制委員会を設置します。
- (4) 法令遵守に関し疑義ある行為について取締役及び使用人が社内の通報窓口を通じて会社に通報出来る内部通報制度を運営します。当制度を利用し、相談や申告を行ったことを理由に、不利益な取扱いを行わないこととします。
- (5) 取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの方針・計画について決定するとともに、定期的にと取締役から状況報告を受けるものとします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に定められた期間、保存・管理するものとします。
- (2) 取締役及び監査役は、必要に応じて常時これらの文書を閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 社長を議長とする経営会議において全社的な事業リスク、コンプライアンスリスク等を総括的に管理します。セキュリティ等に関するリスクに対しては、統合セキュリティ委員会がこれを管理します。
- (2) 各部門においてはリスクアセスメントを実施し、リスクへの対応を図ることで部門内のリスク管理体制を整備します。
- (3) 緊急事態発生時の報告体制を整備するとともに、有事の際には社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、本部長は緊急連絡網により担当者を召集し、迅速に対応します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会において取締役及び使用人が共有する全社的な経営目標を定め、これに基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定します。
- (2) 取締役会は中期経営計画に基づき、事業部門毎に各事業年度の業績目標と予算を設定します。
- (3) 各事業部門を担当する取締役又は部門責任者は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務執行体制を決定します。
- (4) 各事業部門を担当する取締役又は部門責任者は、経営会議、予算実績会議、部門長会議等において施策の遂行状況について定期的に報告し、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図るものとします。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社の取締役等及び使用人は、関係会社管理規程等に基づき、当社に対し業務執行状況の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うものとします。
- (2) グループ会社の取締役等及び使用人は、事業リスク、コンプライアンスリスク、セキュリティリスク等の重大な事実を認識した場合には、当社のグループ会社担当取締役、コンプライアンス担当取締役及び監査役に報告するものとします。
- (3) グループ会社は、取締役等及び使用人が共有する全社的な経営目標を定め、これに基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定するものとし、各事業年度の業績目標と予算を設定します。
- (4) グループ会社の取締役等又は責任者は、予算実績会議等において施策の遂行状況について定期的に報告し、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図るものとします。
- (5) 法令、定款及び社会規範遵守のために、グループ会社の取締役等及び使用人はクエストグループ行動基準を遵守するものとします。
- (6) 当社はグループ会社全体の内部統制に関する体制の確立・向上のため内部統制委員会を設置し、当社及びグループ会社間で内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等を効率的に行います。
- (7) 内部監査室は、グループ会社の監査を行い、取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、有効であることを確認します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役の職務を支援する使用人を置くことができるものとします。
- (2) 使用人の任命、異動、評価等の人事に関する事項は、監査役と協議の上、定めるものとします。
- (3) 内部監査室並びに管理部門スタッフは、監査役の求めにより監査に必要な調査を補助します。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社及びグループ会社の取締役等及び使用人は、監査役に対して、法令に従い会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を報告することに加え、次の事項を監査役会の求めに応じ報告します。
 1. コンプライアンス違反に関する重要な事実
 2. 事故発生等による緊急事態
 3. 内部統制の実施状況
 4. 内部通報制度による通報状況及びその内容
 5. 事業概況、取締役等の活動状況
- (2) 当社は、監査役への報告を行ったグループ会社の取締役等及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ会社の取締役等及び使用人に周知徹底します。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は必要に応じて、当社及び当社グループ会社の各種会議、打合せ等へ陪席することができるものとします。

(2) 監査役は、社長、会計監査人それぞれとの間で定期的会合を通じて情報及び意見交換を行います。

9・財務報告の信頼性確保のための体制

- (1) 財務諸表の適正性及び財務諸表を作成するために必要な業務プロセスに係わる内部統制の有効性についての評価は、内部統制に関する担当部署の確認の上で、社長がこれを行うものとします。
- (2) 決算業務の懸念事項等について事前に会計監査人と意見交換や対応策の協議を行い、決算後には決算報告会を開催し今後の方針を検討します。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 社会的な秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、取引関係を含め一切関わりを持ちません。
- (2) 不当な請求に対しては、必要に応じて顧問弁護士や警察等の外部専門機関と連携をとり、組織全体として毅然とした姿勢で対応します。

また、職務執行の状況、法令・社内ルールへの適合状況について下記施策による確保を図っております。

- (1) 取締役会他経営会議における報告及び確認
- (2) 監査役による経営陣の監視
- (3) 事業担当役員及び内部統制担当役員並びに管理系部門を担当している役員による業務執行状況の確認
- (4) 定期的な内部監査による運用状況の独立的評価及び確認
- (5) 監査法人の会計監査による会計処理の適切性の確認

B. 内部統制システムの整備状況

平成27年3月末時点までにおいて当社グループのリスク管理を強化するため、以下の取組を実施しております。

- 1) 当社には、リスク管理のための常設の全社委員会として統合セキュリティ委員会と内部統制委員会があります。
・統合セキュリティ委員会とは、従来より保持しておりますプライバシーマーク(個人情報保護)の認証、情報セキュリティマネジメントシステム認証のフレームワークに基づき、各部門で年度目標・施策を掲げ実現に取り組んでいるものです。毎月報告会を開催し、各部門の活動状況、成果・問題点を報告し、同時に全社共通のテーマを討議しております。
・内部統制委員会とは、社長、内部統制担当役員、及び内部統制活動の事務局である経営管理部、情報システム部(ITセンター)、業務推進部の指示に基づき、経理部、人事総務部、内部監査室及び各事業部の担当役員及び責任者、関係会社責任者等により組成し開催される内部統制月例会議にて、毎月定められたテーマにつき報告を行い、情報の共有化、問題意識の統一を図るものです。
- 2) 当社主要業務における「業務プロセス3点セット」の更新を実施し、部門への適用ならびに自己点検、内部監査等を実施しております。
- 3) 平成20年度決算分より有限責任監査法人トーマツによる内部統制監査を受けております。

4) 社内通報制度

当社では、平成18年7月より、法令遵守や社内規程遵守につき疑義ある行為について、取締役及び従業員が発見した場合、社内の通報窓口を通じて会社に通報出来る「内部通報制度」の運営を行っております。「クレストグループ行動基準」並びに、平成26年1月1日改定の「コンプライアンス規程」に基づき、「社内通報制度(クレストヘルプライン)」として、仕組みの強化を図っております。

5) 情報セキュリティ

平成17年4月より個人情報保護法が施行されております。当社においては業務の中で個人情報を取り扱っていましたので、個人情報保護法施行前の平成13年9月にプライバシーマークの認証を取得し、平成25年9月には第6回目の更新審査に合格しております。当社グループでは、連結子会社株式会社ドラフト・インでは平成18年12月にプライバシーマークの認証を取得し、平成27年2月には第4回目の更新審査に合格しています。加えて、個人情報を含めた様々な情報保護の仕組みを社内に構築するために、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を取得しました。平成19年3月のISO/IEC27001への移行審査にも合格し、直近では平成27年3月の更新審査に合格しています。なお、認証取得業務は以下のとおりです。
・ネットワーク及びサーバのリモート監視(インフラプロダクト&インテグレーション事業部トータルプラットフォームグループ)
・ホスティングサービス及びシステム開発(インフラプロダクト&インテグレーション事業部トータルプラットフォームグループ)
・社内システムのネットワーク及びサーバの運用(ITセンター情報システムグループ)

6) 内部統制システムの検証システム

リスク・コンプライアンス管理体系として、リスク管理規程、コンプライアンス規程、ビジネスリスク管理規程、緊急時対応規程などのリスク関連規程を整備し、推進しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、社会の秩序や安全を確保するため、次の通り「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、この方針に従った対応を徹底します。

- ・反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。
- ・反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図ります。
- ・反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。
- ・反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- ・いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引や資金提供は、絶対に行いません。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) 対応総括部署の設置及び不当要求防止責任者の設置
人事総務部を対応統括部署とし、不当な要求などの事案ごとに関係部と協議のうえ対応しております。また、不当要求防止責任者を選任しています。
- (2) 外部の専門機関との連携
所轄警察署や都の暴力追放運動推進センター等、外部の専門機関と連携していきます。
- (3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理
人事総務部において、反社会的勢力に関する情報を収集・管理しており、反社会的勢力に該当するかどうかの確認を行っています。
- (4) 対応マニュアルの整備

役員および従業員には、社内イントラネット上に「クエストグループ行動基準」を掲載しております。その中で対応方法を規定しています。

(5)研修活動の実施

コンプライアンス規程にある研修・教育活動条項の一環として、入社時等により(4)に基づいて指導していきます。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に関する当社の方針

当社は、経営の透明性・健全性を維持するためには、会社情報の適時開示を確実に実行する体制を整えることが重要であると認識しております。

そのためには、会社情報の開示を会社法、金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」(以下、「適時開示規則」という。)を遵守し、株主、投資家並びにその他のステークホルダーに対して、公正かつ適時適切に開示を行う方針であります。

2. 適時開示に係る責任者及び責任部署

当社における適時開示に係る責任者は、株式会社東京証券取引所に届出た情報開示担当役員であります。開示情報の責任部署としては、情報開示担当役員の監督のもと、経営管理部が対応しています。

3. 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

(1)「決定事実に関する情報」

重要な決定事実については、毎月1回開催する取締役会にて決定しております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催して決定することがあります。

決定事実の開示につきましては、情報開示担当役員が代表取締役社長及び関係者と協議のうえ、株式会社東京証券取引所の適時開示規則に従い開示の必要性を検討します。開示する場合の手続きについては、経営管理部が速やかに所定の手続きを行います。

(2)「発生事実に関する情報」

重要な事実が発生した場合は、情報は情報開示担当役員へ伝達され、情報開示担当役員が代表取締役社長及び関係者と協議のうえ、株式会社東京証券取引所の適時開示規則に従い開示の必要性を検討します。なお、発生事実のうち、当社の取締役会規程に取締役会付議事項として規定されている場合は、取締役会の承認に基づき対応することとしています。開示する場合の手続きについては、経営管理部が速やかに所定の手続きを行います。

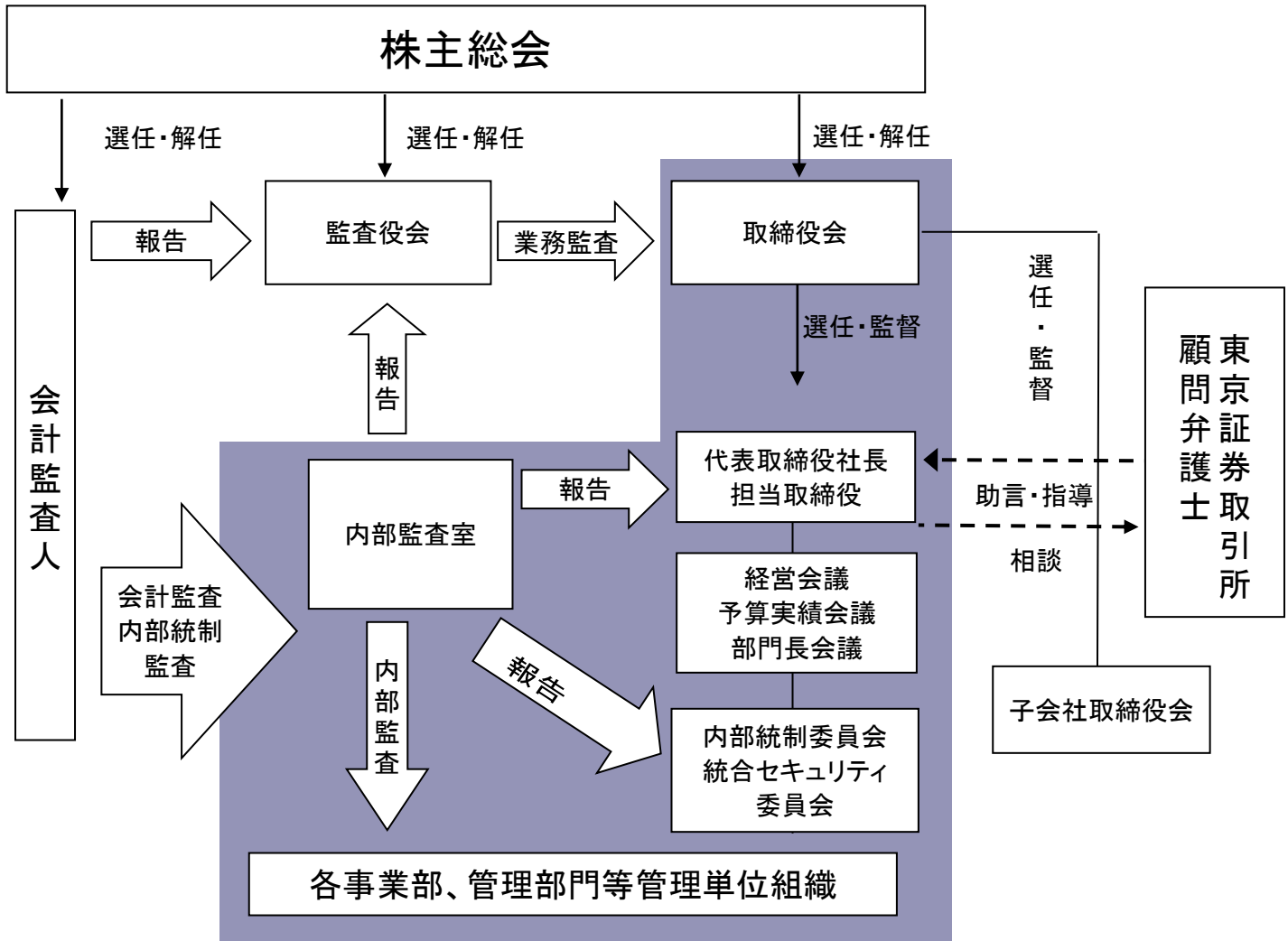
(3)「決算に関する情報」

決算に関する情報は、経理部と経営管理部が連携して関連情報の収集・作成にあたり、情報開示担当役員及び代表取締役社長による精査・承認を得て、経営管理部が速やかに所定の手続きを行います。また、業績予想の修正(配当予想を含む)については、月次決算を行う中で当期見通しの変更が必要と判断された場合や、重要な決定事実や発生事実が業績に影響を及ぼすと判明した場合は、取締役会にて承認された後、株式会社東京証券取引所の適時開示規則に従い開示の必要性を検討します。開示場合の手続きについては、経営管理部が速やかに所定の手続きを行います。

これらの重要な情報の取り扱いにつきましては、当社の「インサイダー取引防止規程」に則り、役員及び従業員に対し内部情報の管理徹底を図り、インサイダー取引の防止に努めております。

なお、コーポレート・ガバナンス体制の模式図、適時開示体制の模式図は、添付をご参照ください。

2015年6月現在 コーポレート・ガバナンス体制図



※内部監査室は、子会社に対する全社統制及び法令遵守状況の監査を実施しています。

【参考資料：模式図】 会社情報の適時開示に関する社内体制

